

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示について

令和 8 年 8 月
国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課

1. 背景

自動車は、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間と基準適用日を考慮し、自動車を受注・生産している。今般、令和 8 年熊本地震により車両生産に関連する企業が被災し、その影響等によって車両生産の遅れが生じており、本年 9 月以降適用されることとなっていた新基準の適用日までに、受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じている。このため、特例措置として本年 9 月から適用される基準の適用日を延期することとする。

2. 改正概要

本年 9 月 1 日から適用される規制について、適用日を本年 11 月 1 日に延期するよう「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部を改正する。

延期基準（主なもの）

延期基準（新基準の内容）
軽油を燃料とする自動車の国際調和排出ガス・燃費試験法の導入
空気入りゴムタイヤの表示義務化等
空気入りゴムタイヤの取付要件の適用対象拡大
デジタルキー要件の導入
電動パーキングブレーキの自動作動要件追加
乗用車等の衝突被害軽減ブレーキの義務化
サイバーセキュリティ性能の義務化
ソフトウェアアップデート性能の義務化
衝突時の歩行者頭部保護性能要件強化（試験領域の拡大等）
ヘッドレストの乗員保護性能要件強化
軽油を燃料とする自動車の排気ガス規制強化
乗用車等への事故情報計測・記録装置の義務化

3. スケジュール

公布日 令和 8 年 8 月 31 日
施行日 公布の日

4. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しない。

5. 意見公募手続を行わなかった理由

令和8年熊本地震に起因する上記影響を踏まえ、緊急に定める必要があるところ、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続を行わないこととした。